

1 計画策定に向けて

- (1) 計画策定の背景 団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年の高齢社会を見据えた基盤整備や事業運営に取り組むとともに、地域包括ケアシステムの深化と推進、介護保険の持続可能性の確保に一層努める。
- (2) 第7期介護保険事業計画策定の要点_法改正のまとめ
- 地域包括ケアシステムの深化・推進
 - 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進
 - ・国から提供されたデータを分析の上、計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
 - 医療・介護連携の推進等
 - ・医学管理や看取り等の機能と生活施設としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設を創設
 - 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等
 - ・高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける。
 - 介護保険制度の持続可能性の確保
 - 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。(平成30年8月)
 - 介護納付金への総報酬割の導入(平成29年8月)
 - ・各医療保険者が納付する介護納付金(40～64歳の保険料)について、被用者保険間では「総報酬割」とする。

2 計画の位置づけと計画期間

- (1) 計画の位置付け 老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画
介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画
- (2) 計画の期間 平成30年度(2018年)から平成32年度(2020年)まで

3 計画策定に向けた取り組み・策定体制

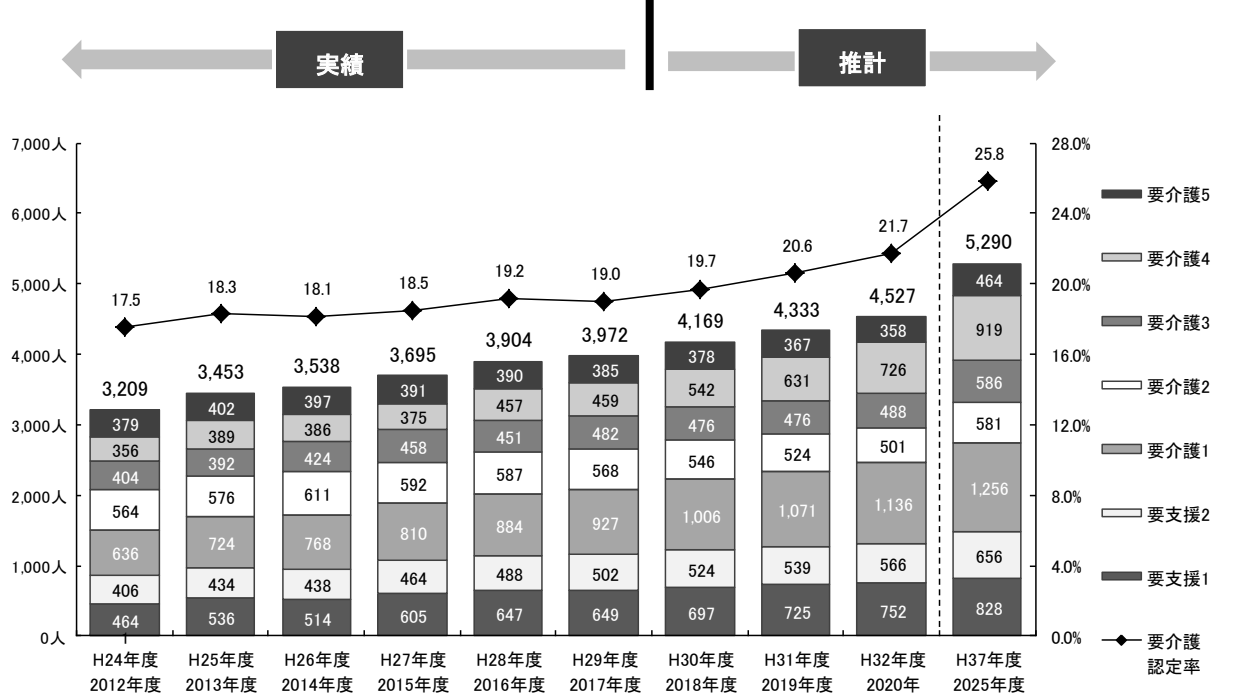
- (1) 調査の実施 高齢者福祉及び介護保険サービスの一層の向上を図ることを目的に、清瀬市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画を策定する際の基礎資料とするため、市民約2,600名、事業所50カ所を対象にアンケート調査を実施しました。
- (2) パブリックコメントの実施
- | | |
|--------|--|
| 公表対象 | 清瀬市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(案) |
| 期間 | 平成29年12月22日～平成30年1月11日 |
| 閲覧場所等 | 市ホームページ、各公共施設 |
| 意見提出方法 | 閲覧場所に備え付けの用紙、または市ホームページからダウンロードした用紙へ、意見・必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出
①高齢支援課へ提出、②郵送、③FAX、④電子メール |
- (3) 市民説明会の実施
- | | |
|------|--|
| 実施日時 | 平成29年12月23日(土) |
| 実施場所 | 清瀬市健康センター |
| 内容 | 清瀬市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(案)の概要説明、意見交換等 |

4 市の高齢者を取り巻く現状と課題

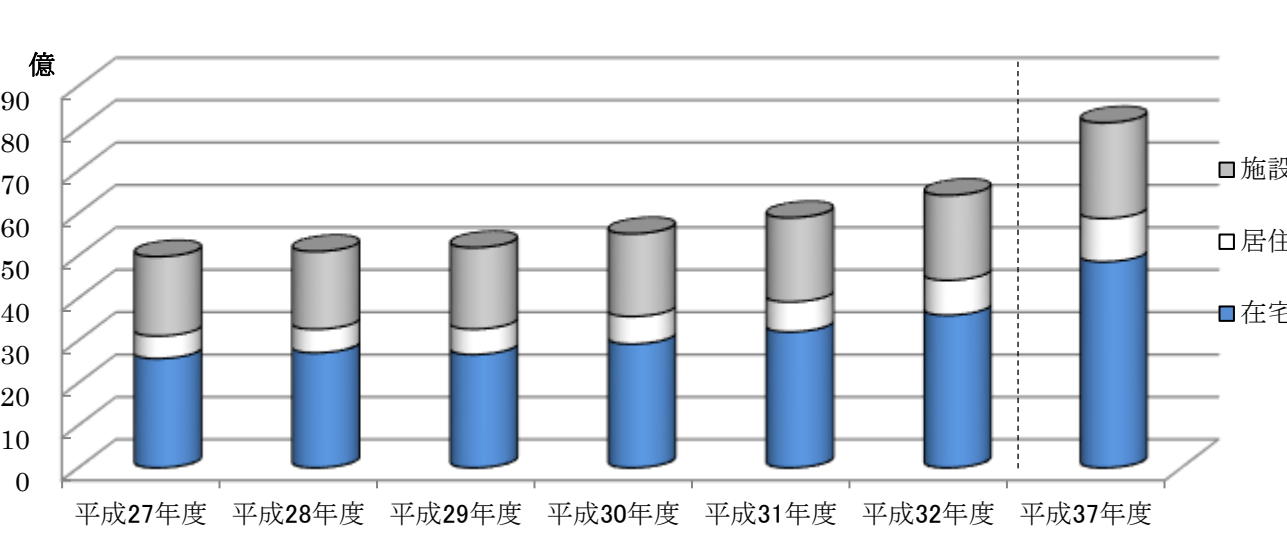
(1) 人口の推移・推計

	平成24年	平成27年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
	5期	6期		7期		
高齢者人口(人)	18,100	19,859	20,601	20,970	21,101	21,140
高齢化率(%)	24.4	26.7	27.6	28.1	28.2	28.3

(2) 要支援・要介護認定者数と認定率の推移・推計



(3) 総給付費の見込み



(4) 保険料

基準月額	5期 4,862円	6期 5,686円	7期 5,829円(案)
・高齢化の進展に伴う介護認定者の増加			・介護保険サービスの充実による利用量の増加等

【施策の体系】

平成 12 年以降、「清瀬市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）」において、「高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を送れるよう、健康でいきいきと暮らしていけるまち」を基本理念として高齢者保健福祉に関する施策事業を展開してきました。

本計画においても、本市の高齢者を取り巻く課題や前期計画との継続性等を踏まえ、基本理念を引き続き上記のとおり定め、高齢者保健福祉・介護保険事業の推進を図ります。また、事業の推進にあたっては、誰もが地域で安心・安全に暮らせる地域共生社会の実現を目指していきます。

